

# 県北広域産業力強化促進事業費補助金 概要説明資料

(令和2年度認定対象事業公募)

令和2年4月

岩手県商工労働観光部

ものづくり自動車産業振興室

# 1. 本補助金の概要

## ◆事業の目的

県北広域において**産業競争力の強化**や**若者等の地元定着**を図るため、市町村と連携し、**中小企業者が生産性向上等に資する設備導入**を行う場合に要する**経費の一部**を補助します。

## ◆令和2年度公募予算枠

**総額2,000万円**（うち県1,000万円）

## ◆公募実績

各年度予算枠：総額2,000万円（うち県1,000万円）

2017(平成29)：応募3件 採択3件

2018(平成30)：応募2件 採択2件

2019(令和1)：応募4件 採択2件

# 1. 本補助金の概要

## <2019(令和1)年度採択事業>

市町村名	企業名	事業名
二戸市	(株)南部美人	製造から出荷までの一元化を図る 製品管理システムの構築
二戸市	(株)オノデラ サイン	新型熱転写機導入による競争力強 化～日本の仕事を守る～

# 1. 本補助金の概要

## ◆補助対象者

県北広域に工場又は事業所（工場等）を有する中小企業者

〈県北広域〉

久慈市・二戸市・普代村・  
軽米町・野田村・九戸村・  
洋野町・一戸町

〈工場等で営む業種〉

日本標準産業分類  
大分類のC～R

- A. 農業, 林業
- B. 漁業
- C. 鉱業, 採石業, 砂利採取業
- D. 建設業
- E. 製造業
- F. 電気・ガス・熱供給・水道業
- G. 情報通信業
- H. 運輸業, 郵便業
- I. 卸売業, 小売業
- J. 金融業, 保険業
- K. 不動産業, 物品賃貸業
- L. 学術研究, 専門・技術サービス業
- M. 宿泊業, 飲食サービス業
- N. 生活関連サービス業, 娯楽業
- O. 教育, 学習支援業
- P. 医療, 福祉
- Q. 複合サービス事業
- R. サービス業(他に分類されないもの)
- S. 公務(他に分類されるものを除く)
- T. 分類不能の産業

## 2. 補助対象要件

### ◆補助対象事業

県北広域に所在する工場等において、**次の全てに該当する設備導入**（付帯して行う研究開発を含む）を行う事業

《※応募に際しては、あらかじめ**市町村長の同意が必要**》

#### ① 設備導入の内容が次のいずれかに該当

- ◎生産性の向上を図るもの    ◎技術力の向上を図るもの
- ◎新分野進出・新たなサービス展開を図るもの
- ◎製品・サービスの付加価値を高めるもの
- ◎サプライチェーンの強化に資するもの

#### ② 補助対象経費の合計が1,000万円以上

#### ③ 設備導入に伴う新規雇用者（常用雇用者）数が3人以上かつ設備導入後の常用雇用者数が3人以上増加

## 2. 補助対象要件

### <常用雇用者とは？>

次の要件を全て満たす雇用者（当該工場等の従業員）

- ① 県内居住者である
- ② 雇用期間の定めがない
- ③ 健康保険法&厚生年金保険法&雇用保険法の被保険者  
となっている

※ 1 採択を経て市町村長から事業の「認定」を受けた日以降に採用された雇用者に限り、新規雇用者としてカウント可能です。  
2 有期雇用契約を無期転換する場合、認定日以降に更新した有期雇用契約により無期転換の申込みをする権利を得た従業員に限り、新規雇用者としてカウントできます。

## 2. 補助対象要件

### ◆補助対象経費

- ◎ 設備導入費 《必須》
- ◎ 工具器具費
- ◎ 原材料費
- ◎ 技術指導費
- ◎ 教育研修費
- ◎ 委託費
- ◎ 運搬費
- ◎ その他知事が特に必要と認める経費

#### <設備導入費>

設備の購入・製作・改良・据付・借用・修繕に要する経費（固定資産税の申告対象となる経費のみ）

### ◆補助率

3分の1以内

### ◆補助限度額

1,000万円

※審査により、補助率（額）を減じる場合があります。

# 3. 採択の審査

採択については、外部有識者を含めた審査会における審査の結果を踏まえて、県が行います。

## <審査のポイント>

### 【事業化面】いずれの要件にも該当するか

- ◎適切な事業遂行が期待されるか（実施体制、財務状況等）
- ◎市場ニーズ・ユーザー・マーケット・市場規模が明確か
- ◎事業の成果が優位性・収益性を有し、かつ、事業化に至るまでの遂行方法及びスケジュールが妥当か

### 【政策面】いずれかにおいて県北広域のモデル事例となり得るか

- ◎生産性の向上を図るもの    ◎技術力の向上を図るもの
- ◎新分野進出・新たなサービス展開を図るもの
- ◎製品・サービスの付加価値を高めるもの
- ◎サプライチェーンの強化に資するもの



# 3. 採択の審査

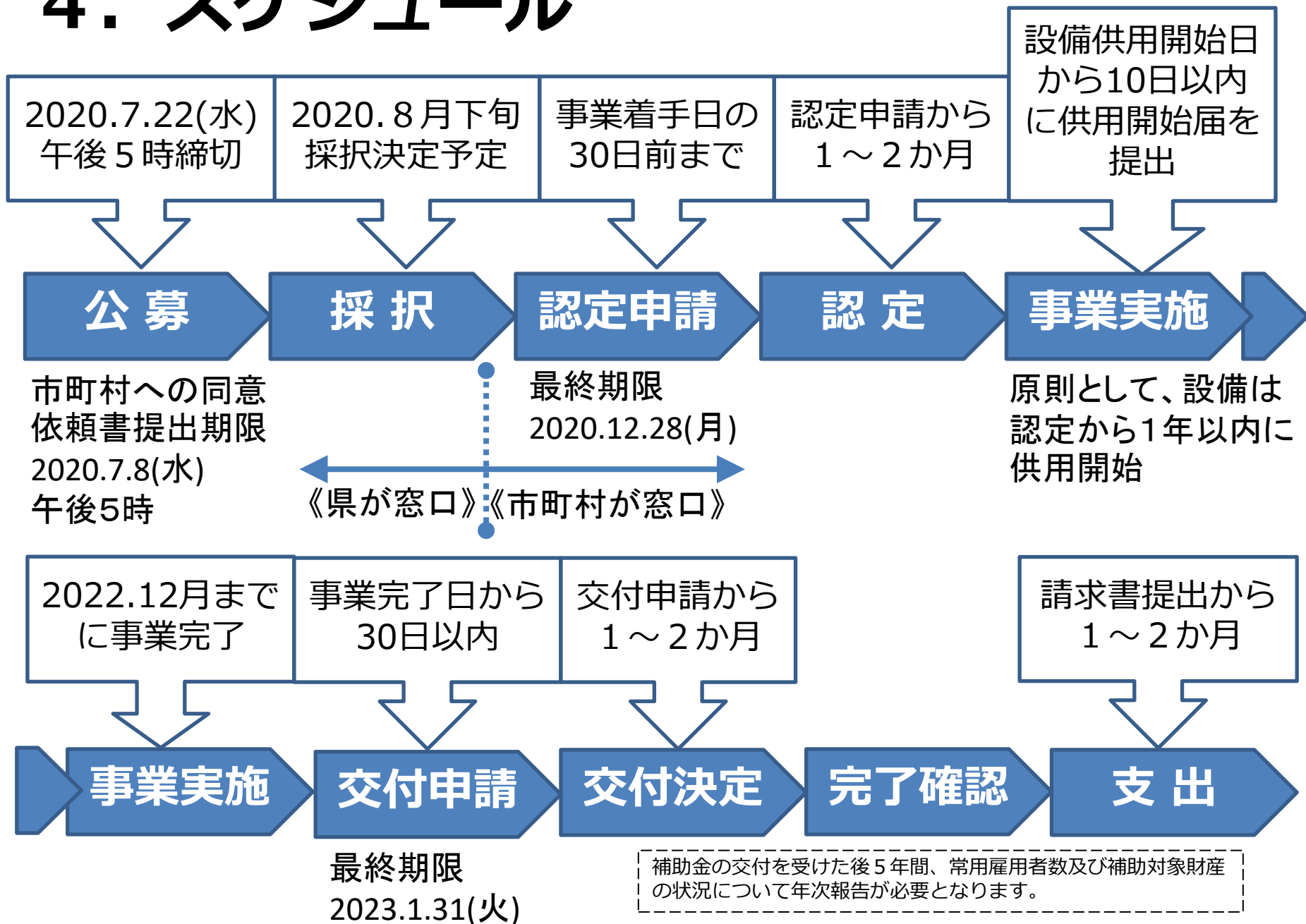
## 【雇用面】

**設備導入に伴う新規雇用の計画が、県北広域の産業競争力の強化に資するもの又は若者等の県北広域への定着に資するものであるか**

### 《例》

- ◎ 県北広域や八戸圏域に所在する高校、大学等の新卒者又は既卒者の採用を計画している
- ◎ 県・市町村等によるU I Jターン促進に係る事業を活用し、若年層のU I Jターン希望者の採用を計画している
- ◎ 理系大学院修了者など、高度技術人材の採用を計画している

# 4. スケジュール



# 5. 問い合わせ先

自治体・部署名	所在地	電話番号
《岩手県》商工労働観光部 ものづくり自動車産業振興室 (企業立地推進担当)	〒020-8570 盛岡市内丸10-1 (県庁2階) 《応募書類提出先》	019-629-5563
《久慈市》 企業立地港湾部 企業立地港湾課	〒028-8030 久慈市川崎町1-1	0194-52-2369
《二戸市》 産業振興部 商工観光流通課	〒028-6103 二戸市石切所荷渡6-3 (県二戸合庁)	0195-43-3213
《普代村》農林商工課	〒028-8392 普代村第9地割字銅屋13	0194-35-2115
《軽米町》産業振興課	〒028-6302 軽米町大字軽米10-85	0195-46-4746
《野田村》産業振興課	〒028-6302 野田村大字野田第20地割14	0194-78-2926
《九戸村》総務企画課	〒028-6502 九戸村大字伊保内第10地割11-6	0195-42-2111 (村代表)
《洋野町》特定政策推進室	〒028-7995 洋野町種市第23地割27	0194-65-2102
《一戸町》産業部 商工観光課	〒028-5311 一戸町高善字大川鉢24-9	0195-33-2111 (町代表)